

## 神奈川県小児医療協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 神奈川県における小児医療体制を整備・推進することを目的に、神奈川県小児医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小児医療体制に係る調査分析に関する事項
- (2) 医療計画（小児医療）の策定に関する事項
- (3) 小児科の医師確保計画の策定に関する事項
- (4) 小児患者の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）、小児の死亡や重篤な症例に関する事項
- (5) 他事業との連携を要する事項（救急医療、災害医療、精神疾患、歯科疾患等の小児期に合併する疾患に関する医療等）
- (6) 小児医療関係者に対する研修に関する事項
- (7) その他、特に検討を要する事例や小児医療体制の整備に関し必要な事項

### (構成)

第3条 協議会は、構成員15人以内で構成する。

- 2 構成員は、保健医療関係機関・団体の代表、小児医療を実施する中核的な施設や地域の一次医療施設等の医師・看護師その他の医療従事者、医育機関関係者、消防関係者、学識経験者、都道府県・市町村の代表、住民等から神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課長が選任する。
- 3 構成員の選任期間は、選任の日から2年間とする。ただし、当該構成員が欠けた場合における後任の構成員の選任期間は、前任者の残任期間とする。
- 4 構成員は、再任することができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。

### (オブザーバー)

第5条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会議に出席し、協議会の設置目的に関する助言又は協力を行うも

のとする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に構成員及びオブザーバー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会には、必要に応じ、部会を設置することができる。

2 部会の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。